

6 地域雇用開発助成金

(2) 沖縄若年者雇用促進コース

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）第111条及び第112条の規定に基づく地域雇用開発助成金の支給については、この要領に定めるところによる。

0100 趣旨	0508 必要な書類の提出及び実地調査に応じることの確認
0101 概要	0600 完了届の提出
0102 適用単位	0601 完了届の提出
0200 支給要件	0602 添付書類等
0201 支給対象事業主	0603 完了届の受理
0202 設置・整備費用	0700 申請資格の確認
0203 沖縄助成金対象者	0701 設置・整備費用の確認
0204 支給対象期間	0702 沖縄助成金対象者の確認
0205 不支給要件	0703 被保険者が増加していることの確認
0300 支給額	0704 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資することの確認
0301 支給額の算定方法	0705 申請資格の確認の通知
0302 支給限度額	0800 支給申請（第1期及び第2期）
0303 支給額算定の例外	0801 第1期及び第2期における支給申請書の提出
0304 中小企業事業主	0802 支給申請書の受理
0400 計画書の提出	0900 支給要件の確認（第1期及び第2期）
0401 計画書の提出	0901 第1期及び第2期における支給要件の確認
0402 計画書の失効	0902 解雇等の有無の確認
0403 計画書の変更・取下げ	0903 特定受給資格者数の確認
0404 計画書の認定	0904 高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことによる勧告を受けていないことの確認
0500 計画書の確認	0905 第1共通要領上の支給要件等の確認
0501 設置・整備等の内容の確認	1000 支給決定（第1期及び第2期）
0502 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資することの確認	1001 支給決定通知書等
0503 沖縄助成金の受給状況の確認	
0504 雇用調整助成金等に係る計画届の提出の有無の確認	
0505 対象外事業主について	
0506 定着指導措置等の実施を証明する書類等の確認	
0507 補助金等の受給の有無の確認	

- | | |
|--|--|
| 1100 支給申請（第3期及び第4期） | |
| 1101 第3期及び第4期における支給申請書の提出 | |
| 1102 支給申請書の受理 | |
| 1200 支給要件の確認（第3期及び第4期） | |
| 1201 第3期及び第4期における支給要件の確認 | |
| 1202 高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことによる勧告を受けていないことの確認 | |
| 1203 第1共通要領上の支給要件等の確認 | |
| 1300 支給決定（第3期及び第4期） | |
| 1301 支給決定通知書等 | |
| 1400 雇用調整を行う場合及び新たな計画書を提出する場合の手続 | |
| 1401 雇用調整を行う場合の手続 | |
| 1402 新たな計画書を提出する場合の手続 | |
| 1500 不正受給対応 | |
| 1600 附則 | |
| 1601 施行期日 | |
| 1602 経過措置 | |

0100 趣旨

0101 概要

沖縄県における若年者を対象とした雇用開発を促進し、沖縄県における雇用失業情勢の改善に資するため、沖縄県の地理的・自然的な特性や伝統文化・産業等の地域特性を活かした新規事業の展開等に向けて、沖縄県内に事業所を設置又は整備し、当該事業所において沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者（職場適応訓練受講求職者及び関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。（以下「沖縄若年求職者」という。））を、3人以上、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）（以下「沖縄助成金」という。）を支給する。

0102 適用単位

沖縄助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。ただし、設置・整備又は雇入れに係る施設が事業所非該当施設（公共職業安定所長の承認を受けていない施設を含む。）である場合は適用しない。

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

沖縄助成金の支給の対象となる者は、次のいずれにも該当する事業主とする。

- イ 沖縄県内に事業所を設置又は整備する事業主であること。
- ロ 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資すると判断される事業主であること。
- ハ 沖縄県において、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書」（沖様式第1号）（電子申請の場合はハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）（以下「雇用関係助成金ポータル」という。）における計画届とする。）（以下「計画書」という。）を沖縄労働局長に提出した日（以下「計画日」という。）から「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）完了届・申請資格確認申請書」（沖様式第8号）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける完了届とする。）（以下「完了届」という。）を沖縄労働局長に提出した日（計画日から起算して24か月を経過する日までに完了届を提出していない場合は、計画日から起算して24か月を経過する日。以下「完了日」という。）までの間に300万円（中小企業事業主の場合は100万円）以上の事業所の設置・整備を行う事業主であること。
- ニ ハの設置・整備に伴い、沖縄若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れ（当該労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該労働者の雇用期間が完了日から起算して2年後の日以降まである雇入れをいう。以下同じ。）、その定着を図る事業主であって、完了日における当該事業所の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）数が計画日の前日における当該事業所の被保険者数を上回る事業主であること。
- ホ 労働関係帳簿類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働協約、労働者名簿等）及び会計関係帳簿類（総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人の預金通帳等）を備え、申請資格の確認及び支給決定並びに臨時の検査の際に労働関係帳簿類及び会計関係帳簿類を速やかに提出する事業主であること。
- ヘ 雇い入れた求職者の職場定着を図るため、支給を受けようとする事業主は、計画日までに人事担当者等を定着指導責任者として任命すること。

なお、事業主自らが、定着指導責任者になることも可とする。併せて、完了届に雇い入れた労働者等に対する定着指導措置内容を記載し、支給申請時に、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給申請書（沖様式第14号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請とする。）（以下「支給申請書」という。）により、定着指導の状況報告を行うこと。

0202 設置・整備費用

イ 設置・整備費用の算定対象となる施設又は設備とは、雇用拡大のために必要な事業の用に供する不動産（土地を除く。）又は動産をいう。

動産とは、機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機及び運搬器具等をいい、商品以外のものであれば減価償却資産であるか否かを問わず、原材料や消費財以外のものは設置・整備費用の算定対象とする。

原材料や消費財であるか否かの判断は、原則として、繰り返し使用されるものか否かによる。

ロ 設置・整備費用の算定対象はイの施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要したハの費用のうち、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する費用とする。

(イ) 計画日から完了日までの間に、工事又は購入の場合は引渡日が、賃借の場合は賃貸借期間の初日があること（契約締結日が計画日前のものを含む。）

(ロ) 計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用であること。

ハ 施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用は次の(イ)から(ハ)の費用をいう。

(イ) 1契約が20万円以上の工事費用（建築工事費及びこれに付随する土地造成費、設計・監理費、基礎工事費、外構工事費、電気工事費、各種設備工事費、内装工事費及び工事管理費のほか建物の解体費を含む。なお、沖縄助成金を申請する事業主名義で不動産登記している部分に限る。）

(ロ) 次のa又はbのいずれかに該当する購入費用（購入に伴う取付費用及び運搬費用等の諸費用を含める。）

a 不動産（土地を除く。）の購入であって、1契約あたりの購入費用として支払った金額が20万円以上のもの

b 動産の購入であって、1点あたりの購入費用として支払った金額が20万円以上のもの

(ハ) 次のa又はbのいずれかに該当するcからdにより算定した賃借費用（契約期間が1年以上であり、原則として、反復更新が見込まれるものに限る。）

a 不動産（土地を除く。）の賃借であって、1契約あたりの賃借費用（共益管理費を含む。）として支払った金額が20万円以上のもの（賃貸借契約をすることに伴い支払った敷金及び建設協力金、礼金並びに不動産仲介料は含めない。なお、賃貸借契約した不動産にかかる内装等の工事費用は算定対象に含める。）

b 動産の賃借（リース契約を含む。）であって、1点あたりの賃借費用として支払った金額が20万円以上のもの（賃借に伴う取付費用・運搬費用等の諸費用を含め保守メンテナンス費用を除く。）

c 計画日から完了日の間に支払った金額が賃借の契約期間の1年分を超える場合は、1年分の金額を賃借費用の上限とする。

d 賃借の契約期間が1年を超えるもので、1年分の賃借費用が定められていない場合は、

(R 7. 4. 1)

契約金額を契約年数で割って得た額を賃借費用とする。

ニ 前項にかかわらず、次の(イ)から(ニ)のいずれかに該当する費用は、設置・整備費用の算定対象としない。

- (イ) 完了日後に支払われる予定の費用
- (ロ) 賃借費用のうち支払期日が到来していない費用
- (ハ) 分割払いにより支払われた費用のうち手数料等（利子分は除く。）
- (ニ) 小切手、手形又はクレジットカードにより支払われた費用のうち、決済を完了していない費用

ホ 上記イからハにかかわらず、次の(イ)から(リ)のいずれかに該当する費用は、原則として、設置・整備費用の算定の対象としない。

(イ) 賃貸用の施設又は設備（賃借人の居所とならないものを除く。）の新設、増設、購入又は賃借に要した費用

　なお、当該施設が雇用拡大のための部分を含む場合は、a又はbのとおり取り扱う。

a 雇用の拡大のための部分の費用と賃貸用の部分の費用が明確に分離できる場合は、雇用の拡大のための部分の費用を設置・整備費用の算定対象に含める。

b 雇用拡大のための部分の費用とその他の部分の費用が明確に分離できない場合は、それぞれの床面積に応じて按分して算定するものとする。

(ロ) 国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む。以下「補助金等」という。）の交付又は交付決定を受けている施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用のうち補助金等の交付額

(ハ) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行う場合、公の施設の増設又は賃借、若しくは公の施設に設置する設備の新設、購入又は賃借に要した費用

(ニ) 個人自宅等と一体となっている施設（申請事業主又は（表－1）の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手が所有する建物の一部に、建物所有者や（表－1）の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手の自宅又は倉庫（非事業用施設）がある場合をいう。）又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用

(ホ) 雇用の拡大を伴わない施設の建て替え又は設備の交換に要した費用

(ヘ) 雇用の拡大を伴わない施設の移転又は設備の移設に要した費用

(ト) 従業員のための福利厚生用の施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借（ただし、従業員のための福利厚生用の施設又は設備が雇用の拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生用の施設又は設備に要した費用の占める割合が一体となって設置・整備された費用の1／3以下であれば、設置・整備費用の算定対象に含める。）に要した費用

(チ) 無形固定資産（工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）、専用権（電話加入権、側線専用権等）、借地権（地上権を含む。）、営業権及びソフトウェアなどの権利）の取得に要した費用

(リ) 消費税以外の税金及び保険料等の費用（リース料に含まれるもの除外。）

(ヌ) 駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用（ただし、設置・整備費用に車両が認められた場合は当該車両のための駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用を除く。）

- (ル) 光熱水料及び発電用の施設・設備の設置に要した費用
 - (ヲ) 不動産登記の手数料
 - (ワ) フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費及び保証金
- ヘ 上記イからハにかかわらず、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合は、設置・整備費用の算定対象としない。
- (イ) 沖縄労働局が当該設置・整備に係る事業所（以下「設置・整備事業所」という。）に立ち入って行う実地調査において、その存在が確認できない場合
 - (ロ) 計画日から完了日までの間に解約又は売却等を行ったため、完了日において要件を満たさないこととなった場合
 - (ハ) 地域の雇用構造の改善に資すると認められないと沖縄労働局長が判断した場合
- ト 上記イからハにかかわらず、「表－1」の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引により支払った費用は設置・整備費用の算定対象としない。

「表－1」

支給対象事業主	支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手
法人 (法人形態の事業 体のすべてをい う。以下同じ。)	① 当該法人の代表者 ② 当該法人の代表者が代表者の法人 ③ 当該法人の代表者の配偶者 ④ 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人 ⑤ 当該法人の代表者の3親等以内の親族（民法第725条に定め る親族をいう。以下同じ。） ⑥ 当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人 ⑦ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員 (以下「取締役等」という。) ⑧ 当該法人の取締役等が代表者の法人 ⑨ 計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいづ れかの日に当該法人の代表者と雇用関係にあった法人又は個人 事業主 ⑩ 当該法人の親会社、子会社及び関連会社
個人事業主	⑪ 当該個人事業主 ⑫ 当該個人事業主が代表者の法人 ⑬ 当該個人事業主の配偶者 ⑭ 当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 ⑮ 当該個人事業主の3親等以内の親族 ⑯ 当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人 ⑰ 計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいづ れかの日に当該個人事業主と雇用関係にあった法人又は個人事 業主 ⑱ 当該個人事業主の関連事業主

イ 沖縄助成金の対象者

沖縄助成金は、事業所の設置・整備に伴い雇い入れられる者であって、以下の(イ)及び(ロ)の者を対象者（以下「沖縄助成金対象者」という。）とする。

(イ) 対象労働者

雇入れ当初より、一般被保険者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に定める一般被保険者をいう。）として雇い入れられ、設置・整備事業所において継続して雇用することが確実であると認められる沖縄若年求職者（以下「対象労働者」という。）とする。

なお、次に掲げる者は、対象労働者に含まない。

- a 就職により沖縄県内に居住することとなる県外からの就職者
- b 雇入れ日の時点で35歳以上である就職者
- c 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主の事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていたことがある者
- d 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主の事業所において職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練をいう。以下同じ。）（短期の職場適応訓練を除く。）を受けたことがある者
- e 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該者を雇用していた事業主と次の(a)又は(b)のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合（有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該有料・無料職業紹介事業者等と密接な関係にある関連事業所の事業主が雇い入れる場合を含む。）
 - (a) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
 - (b) 取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること、又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- f 新規学卒者（「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」（平成13年4月2日付け職発第196号別添1）第1の2のハに規定する者（「定時制の課程」又は「通信制の課程」に在学する者又はこれらの課程を卒業した者を除く。）以下同じ。）
- g 縁故採用の者
- h 法人の代表者又は個人事業主と3親等以内の親族である者
- i 0202ホ(ハ)の公の施設の管理を行うために雇い入れられる者
- j 地域の雇用構造の改善に資すると認められないと沖縄労働局長が判断した場合

(ロ) 沖縄新規学卒者

上記(イ)と同じ条件により雇入れを行う0304に規定する中小企業事業主に該当する支給対

(R7.4.1)

象事業主に雇い入れられる沖縄県内に居住する新規学卒者（沖縄県に居住していた者で、学業のために一時的に県外に居住していた者を含む。以下「沖縄新規学卒者」という。）とする。ただし、沖縄新規学卒者は、上記（イ）によって雇い入れた3人以上の対象労働者のほかに雇い入れた場合において沖縄助成金対象者とすることとし、0201ニに規定する要件（3人以上）に含めることはできない。

なお、沖縄新規学卒者に該当しない者は上記（イ）fを除き、対象労働者と同様とする。

ロ 沖縄助成金対象者ではなくなる場合

設置・整備事業所で就業しなくなった者は、沖縄助成金の対象者ではなくなるものとする。

0204 支給対象期間

沖縄助成金の支給対象期間は、完了日以後最初の賃金締切日の翌日（賃金締切日が1歴月に2回以上あるときは、その月末に最も近い賃金締切日の翌日とする。以下この0204において「起算日」という。）から起算して原則1年間、沖縄助成金対象者等の定着状況が特に優良であり、沖縄助成金対象者を適切に処遇している事業主で次のイからハのいずれにも該当するもの（以下「優良事業主」という。）については2年間とする。

ただし、優良事業主であっても、0203のイ（ロ）沖縄新規学卒者の支給対象期間は1年間とする。

イ 当該事業所の被保険者数について、初回の支給申請期間の初日と比較して、そこから1年経過後の支給申請期間の初日において、減少していないもの

ロ 対象労働者数について、初回の支給申請期間の初日から1年経過後の支給申請期間の初日において、その減少割合が20%未満又は対象労働者の自己都合による離職者がいない又は1名以内であるもの

ハ 対象労働者のうち以下（イ）～（ハ）の要件をすべて満たすもの（以下「沖縄正規雇用労働者」という。）の占める割合が3分の2以上であるもの

（イ）期間の定めのない労働契約を締結している対象労働者であること。

（ロ）1週間あたりの所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一である対象労働者であること。

（ハ）労働協約又は就業規則その他これに準じるものに、通常の労働者と同様の定期的な昇給、賃金の引上率等の賃金規定がある賃金制度が適用されている対象労働者であること。

なお、起算日から起算して6か月ごとに区切った支給額を算定する期間（以下「算定期間」という。）の、第1期から第2期まで（支給対象期間が2年目の場合にあっては、第3期から第4期まで）を、それぞれの算定期間経過後に支給するものとする。

0205 不支給要件

次のいずれかに該当する場合は、沖縄助成金を支給しない。

イ 「計画日」から、「完了日から起算して6か月を経過する日」までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇（次の（イ）（ロ）に掲げるものを除く。）等事業主の都合で離職（以下「解雇等」という。）させていること。

（イ）当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用

保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）

(ロ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

口 「計画日」から、「完了日から起算して6か月を経過する日」までの間に、法第23条第2項に規定する特定受給資格者であると受給資格決定処理された者の数が3人を超えるか、その数を計画日における当該事業所の被保険者の数で除して得た値が6%を超えていること。

なお、次の(イ)から(ニ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者の数は除く。

(イ) 被保険者の責めに帰すべき理由による解雇等（0205イ(イ)の重責解雇に該当する離職を

含む。）

(ロ) 被保険者の都合による退職

(ハ) 被保険者の死亡

(ニ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

ハ 有期の事業で、通常、事業の終了とともに雇用関係が終了することが予測されること。

ニ 当初と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

ホ 計画日から支給対象期間（0204参照）の間に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合（支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）

ヘ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けている又は法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかつたために、高年齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づく勧告を受けている場合（支給申請日までに是正している場合を除く。）。

ト 沖縄県の労働市場の実情から判断して求人の充足が困難である、若しくは就職後の定着が危ぶまれる等が見込まれること。

チ 当該事業所において、計画書提出時に、既に別の沖縄助成金の支給を受けるため計画書を提出していること又は沖縄助成金の申請資格の確認を受けていること。

リ 完了日から起算して6か月を経過する日以降に沖縄助成金対象者を解雇（上記イの(イ)及び(ロ)を除く。）等事業主都合で離職させた場合、以後、当該計画書に係る沖縄助成金の支給はしない。

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

イ 概要

沖縄助成金の支給額は、0200の支給要件を満たす事業主が、沖縄助成金対象者に対して支給対象期間内に支払った賃金の額に相当する額として、ロの方法により算定した額とし、0204の支給対象期間ごとに支給する。

ただし、支給額が申請に係る支給対象期間に実際に支払われた賃金を上回る場合は、当該支給対象期間に実際に支払われた賃金額を支給額とする。

□ 沖縄助成金の支給額の算定

沖縄助成金対象者に対して算定期間の間に支払った賃金の額に相当する額として、次の(イ)により算出した平均賃金額を「表-2 基準賃金額算定等級表」（以下「等級表」という。）に属する等級に定められた額を基準賃金額とし、「表-3 助成率表」に掲げる沖縄助成金対象者の賃金を助成する割合（以下「助成率」という。）を乗じて得た額とする。

(イ) 平均賃金額の算出

事業主が沖縄助成金対象者の雇入れに係る事業所において、完了日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の前の年度（以下「前年度」という。）に雇用したすべての被保険者（年度の途中に雇用保険の保険関係が成立し、又は消滅したものについては、当該年度において、当該保険関係が成立していた期間に雇用したすべての被保険者。以下同じ。）に係る賃金総額（※1）を当該被保険者の前年度における1か月平均被保険者数（※2）で除して得た額を2で除して6か月分としたものを平均賃金額（6か月分）とする

※1 賃金総額

賃金総額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第19条の一般保険料に係る確定保険料の額（雇用保険料に応ずる部分の額に係るものに限る。）の算定に際し用いる徴収法第11条の賃金総額の額であって、当該事業所の前年度に係る確定保険料申告書の保険料算定基礎額（雇用保険法適用者分）をいう。

※2 1か月の平均被保険者数

沖縄助成金対象者の雇入れに係る事業所の前年度における各月の月末保険被保険者数を平均したものをいう。

(ロ) 賃金総額が確定していない場合

前年度に雇用したすべての被保険者に係る賃金総額が確定していない場合は、前々年度に係る賃金総額及び1か月平均被保険者数に基づき平均賃金額の算定を行う。この場合、沖縄助成金の支給後、当該前年度の賃金総額が確定し賃金総額及び1か月平均被保険者数が変更となった場合であっても、沖縄助成金の支給額の変更は行わない。

ハ 沖縄助成金の支給上限額

沖縄助成金対象者に対して算定期間の間に支払った賃金の額に相当する額が600,000円を超えるときは、600,000円とする。

「表-2 基準賃金額算定等級表」

等級	平均賃金額		基準賃金額
1	723,400 円未満		400,700 円
2	723,400 円以上	868,100 円未満	480,900 円
3	868,100 円以上	1,041,700 円未満	577,100 円
4	1,041,700 円以上	1,250,000 円未満	692,500 円
5	1,250,000 円以上	1,500,000 円未満	830,900 円
6	1,500,000 円以上	1,800,000 円未満	997,100 円
7	1,800,000 円以上	2,160,000 円未満	1,196,600 円

(R 7. 4. 1)

8	2,160,000 円以上	2,592,000 円未満	1,435,900 円
9	2,592,000 円以上	3,110,400 円未満	1,723,000 円
10	3,110,400 円以上	3,732,500 円未満	2,067,700 円
11	3,732,500 円以上	4,479,000 円未満	2,481,200 円
12	4,479,000 円以上	5,374,800 円未満	2,977,400 円
13	5,374,800 円以上	6,449,700 円未満	3,572,900 円
14	6,449,700 円以上	7,739,700 円未満	4,287,500 円
15	7,739,700 円以上	9,287,600 円未満	5,145,000 円
16	9,287,600 円以上	11,145,100 円未満	6,174,000 円
17	11,145,100 円以上	13,374,200 円未満	7,408,800 円
18	13,374,200 円以上	16,049,000 円未満	8,890,500 円
19	16,049,000 円以上		10,668,700 円

(表－3 助成率表)

	第1期・第2期の助成率	第3期・第4期の助成率 (優良事業主)
中小企業事業主	3分の1	2分の1
中小企業事業主以外	4分の1	3分の1

0302 支給限度額

イ 0301により算定した額が算定期間の初日における雇用保険の基本手当の日額の最高額（以下この0302において「最高日額」という。）に165を乗じて得た額を超えるときは、最高日額に165を乗じて得た額を支給額とする。

ロ イにより算定した額が次の式により求められる額(a)を超えるときは、当該(a)を支給額とする。

$$(a) = \text{最高日額} \times 0204 \text{に規定する算定期間の日数} \times \frac{330}{365}$$

ハ イ及びロのいずれにも該当しない場合は、沖縄助成金対象者ごとに0301により算定して得た額の合計額を支給額とする。

0303 支給額算定の例外

イ 創業間もない事業所の場合

当該事業所が創業間もない事業所であって、前年度に雇用したすべての被保険者に係る賃金総額が確定していない場合は、当該賃金総額及び雇用保険被保険者数が確定した後、これに基づき平均賃金額（6か月分）を算出すること。

この場合、当該事業所の沖縄助成金の支給申請書は当該賃金総額が確定した後、これを記載して提出させること。

ロ 繼続一括に係る事業所の場合

その行う2以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき徴収法第9条の厚生労働大臣の認可を受けている事業主が、沖縄助成金対象者を当

該認可に係る事業所において雇い入れる場合の平均賃金額（6か月分）の算定に当たっては、いずれの事業所において雇い入れる場合であっても、当該認可を受けた事業全体に係る賃金総額又は被保険者の数を用いて、0302の方法に準じて額を算出すること。

ハ 沖縄助成金対象者が最低賃金除外に係る者である場合

沖縄助成金対象者について最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の最低賃金額の減額措置の特例許可を受けている場合は、0301、0302、0303イ及びロによらず、算定期間について対象労働者に支払った賃金（臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）に助成率を乗じることにより得た額を支給額とする。

0304 中小企業事業主

計画日時点で第1共通要領0202に定める中小企業事業主は、0301における中小企業事業主として取り扱う。

また、確認については第1共通要領0502に定める方法で行うこと。

0400 計画書の提出

0401 計画書の提出

イ 沖縄県内において沖縄の地域資源や地域特性を活かした新規事業の展開等のために300万円（中小企業事業主の場合は100万円）以上の事業所の設置・整備及びこれに伴う3人以上の沖縄若年求職者の雇入れを行おうとする事業主であって、沖縄助成金を受けようとする場合は事業所の設置・整備及びこれに伴う沖縄若年求職者の雇入れの前に、あらかじめ、沖縄労働局長に計画書を提出しなければならない。

ロ 計画書を提出する事業主は、次の(イ)から(ニ)の計画書の認定・不認定に係る審査に必要な書類等を沖縄労働局の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

(イ) 地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）事業所状況等申立書（沖様式第2号）
(以下「事業所状況等申立書」という。)（電子申請の場合を除く。）

(ロ) 事業所の事業概要がわかるもの（パンフレット、組織図等）（新規法人設立又は新規事業所設置の場合を除く。）

(ハ) （国の補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所の場合）当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知を含む。）（写）

(ニ) 定着指導責任者の任命書（任意様式）

(ホ) (イ)から(ニ)以外で沖縄労働局長が必要と認めるもの

ハ 天災その他やむを得ない理由により、提出期間内に計画書を提出しなかった場合は、当該理由のやんだ後1か月以内にその理由を記した書面を添えて提出することができる。（本助成金において、他の提出書類についても同様の取り扱いとする。）

0402 計画書の失効

計画日から起算して24か月を経過する日の翌日から起算して2か月を経過する日までに完了届の提出がない場合は、当該計画書は失効するものとする。

0403 計画書の変更・取下げ

イ 計画書の変更

法人の合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合、完了予定日を計画日から24

か月経過した日以降に変更する場合など、計画書の内容を変更するときには、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書変更届（沖様式第4号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける変更届とする。）（以下「変更届」という。）を完了予定日の前日までに沖縄労働局長に提出しなければならない。

なお、この場合の計画日は、「当該変更届の完了予定日の24か月前の日の翌日」から「当該変更届の提出日」までの間の任意の日（変更前の計画日以後の日に限る。）を、事業主が選択するものとする。

ただし、法人の分割、事業所の分割又は統合があった場合には、新たな事業所について計画書を出し直す必要がある。

沖縄労働局長は、記入事項について確認を行った後、変更届を認定し、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書変更届認定通知書（沖様式第5号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される認定通知書とする。）により事業主に対して通知するものとする。

計画書の変更是、完了予定日の前日までに行うものとし、変更された完了予定日を再度変更することはできないものとする。

変更された完了予定日を再度変更したい場合は、計画書を取り下げ、新たに計画書を提出するものとする。

□ 計画書の取下げ

計画書は、事業の完了予定日の前日までに取り下げができるものとする。計画書の取下げは、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書取下げ届（沖様式第6号）」（以下「取下げ届」という。）により行うものとする。

沖縄労働局長は、取り下げる理由について確認を行った後、取下げ届を認定した旨を「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書取下げ届認定通知書（沖様式第7号）」により事業主に対して通知するものとする。

なお、事業主が雇用関係助成金ポータルにより計画書を提出していた場合は、計画書取下げ届の提出ではなく雇用関係助成金ポータルのシステム画面から処理を行う。

0404 計画書の認定

イ 沖縄労働局長は、0500に掲げる事項について確認等を行い、当該事項について適正と判断された場合は、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）計画書認定通知書・不認定通知書（沖様式第3号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される認定通知書とする。）（以下「計画書認定・不認定通知書」という。）により計画書を認定した旨を事業主に通知すること。

なお、事業所の設置・整備について、その内容が新規事業の実施又は雇用環境の改善に資する認められないものは、計画書を認定してはならない。

ロ 当該事項について適正と判断されなかった場合、計画を認定できない旨をその理由とともに計画書認定・不認定通知書により事業主に通知すること。

なお、その際には計画認定番号を記入しないものとする。

ハ 計画書の記入事項に不備があった場合、沖縄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める（電子申請における修正指示を含む。）。指定された期間内に事業主等が補正を行わなかった場合、沖縄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事

(R7.4.1)

業主等が期限までに補正を行わない場合、第1共通要領0301への要件を満たさないものとみなし、当該計画書に係る沖縄助成金は支給しない。

ニ 労働者の雇入れ方法等の説明

対象期間、就業場所、研修、除外労働者及び新規学卒者等について必要な説明を事業主に対して行うこと。

ホ 書類の備付けの説明

沖縄労働局長は、沖縄助成金の支給を受けようとする事業主が賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等、現金出納簿、総勘定元帳等の法定帳簿類を備え付け、沖縄労働局の要請により提出しなければ沖縄助成金を支給しないことを、事業主に説明すること。

ヘ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）との関係についての説明

沖縄助成金の対象者と同一の者を対象者として地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給することも可能であることから、沖縄労働局長は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）について、計画書を別途提出する必要があること、完了届の提出がない場合における計画日から計画が失効するまでの期間等要件がそれぞれ異なることを、事業主に説明すること。

ト 設立中の会社等の取扱い

設立中の会社、計画書提出時点では被保険者が0人である事業所又は新設の事業所に係る計画書を認定する場合は、雇用保険に係る保険関係が成立すると同時に雇用保険適用事業所設置届を提出するよう事業主に指導すること。

ただし、当該事業所設置年月日は完了日以前でなければならない。

チ 暫定任意適用事業の取扱い

暫定任意適用事業の事業主から計画書の提出があった場合は、暫定任意適用事業の事業主に任意加入の認可があった後又は暫定任意適用事業が適用事業になった後に雇い入れた者のみが沖縄助成金の対象となることを事業主に指導すること。

リ 雇用保険の適用事業所となっていない事業所の取扱い

ト及びチ以外の事業所であって、雇用保険の適用事業所になっていない事業所に係る計画書は認定しない。

ただし、計画書の提出とともに当該事業所が適用事業所となるように手続をとったものは認定することとするので、その旨を事業主に説明し、雇用保険適用部門と連携を図ること。

0500 計画書の確認

0501 設置・整備等の内容の確認

原則として雇用の拡大のための施設又は設備以外のもの（従業員のための福利厚生施設等）は該当しないものとする。

ただし、福利厚生施設が、雇用の拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生施設の占める費用の割合が一体となって設置・整備された費用の3分の1以下のものであれば福利厚生施設を含めて認めることとする。

当該設置・整備に要する費用が300万円（中小企業事業主の場合は100万円）未満及び沖縄若年求職者の雇入れ予定人数が3人未満のものは計画書を認定しないこと。また、当該設置・整備及

び雇入れに係る事業内容が沖縄県における雇用失業情勢の改善に資するものであると認められないものは計画書を認定しないこと。

0502 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資することの確認

下記のとおり、雇用構造の改善に資すると判断できないものは、計画書を認定しないものとする。

イ 事業所状況等申立書（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請書。以下0504、0507、0508及び0704にて同じ。）等により、沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資すると判断できないもの（社会保険の加入の要件を満たしているのに未加入である等、労働者の雇用環境が良好であるとは言えない事業所）

ロ 雇用保険被保険者台帳等により、従業員の過去の定着状況が著しく低い場合

0503 沖縄助成金の受給状況の確認

事業主が設置・整備を行おうとする事業所について、既に沖縄助成金の支給を受けるための計画書を提出していること、沖縄助成金の申請資格の確認を受けていること、又は沖縄助成金の支給を受けている最中であることが確認できた場合は、新たな計画書は認定しない。

0504 雇用調整助成金等に係る計画届の提出の有無の確認

事業所状況等申立書により、事業主が当該設置・整備を行おうとする事業所について、既に雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金に係る計画届（ただし、産業雇用安定助成金に係る出向先事業所の計画は除く。以下同じ。）を提出しているかどうかについて確認をする。雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金に係る計画届を提出している場合は、当該計画届に係る休業等が終了し、又は支給対象期間が経過しているかを確認し、当該休業等が終了し又は支給対象期間が経過していないことが判明した場合は、沖縄助成金に係る計画書は認定しないこと。

ただし、雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金に係る計画届を取り下げれば、その後は沖縄助成金に係る計画書を認定することができること。

0505 対象外事業主について

沖縄助成金は、地域における沖縄若年求職者の常用雇用の場の開発を促進するものであることに鑑み、有期の事業で、通常、事業の終了とともに雇用関係が終了することが予測される雇入れであるものは対象としない。

0506 定着指導措置等の実施を証明する書類等の確認

計画書提出時において、定着指導責任者の任命書を提出させること。

なお、完了届提出時及び支給申請書提出時において、定着指導措置内容の実態がわかるものを提出させることについて、あわせて説明を行うこと。

0507 補助金等の受給の有無の確認

第1共通要領0304併給調整の確認にあたっては、事業所状況等申立書により、補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所であるかどうかについて確認をする。補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所については、当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）の写しを提出させ、当該補助金等の補助対象となっている経費の内訳及び補助金等の交付額を確認すること。

0508 必要な書類の提出及び実地調査に応じることの確認

(R7.4.1)

労働局が沖縄助成金を支給するために必要な書類の提出及び設置・整備事業所に立ち入って行う実地調査に応じる事業主であることを、事業所状況等申立書により確認する。事業主が必要な書類の提出及び実地調査に応じないという場合は、計画書を認定しないこと。

0600 完了届の提出

0601 完了届の提出

- イ 事業主は、完了届を計画日から起算して24か月を経過する日までに沖縄労働局長に提出しなければならないものとする。
- ロ 前項の完了届の提出がない場合は、当該24か月を経過する日を完了日として、完了日の翌日から起算して2か月を経過する日までに完了届を提出するものとする。
- ハ 完了届には、定着指導責任者及び定着指導措置内容を記載して提出すること。なお、定着指導措置内容において、対象労働者の定着率の向上に資するものでないと判断されるものについては、受理しないとともに、必要があれば、事業主に対して指導を行うものとする。

0602 添付書類等

事業主は、完了届と同時に次の書類等を提出しなければならないものとする。

- イ 事業所状況等申立書（電子申請の場合を除く。）
- ロ 沖縄助成金対象者の確認のための書類等
 - (イ) 「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）沖縄助成金対象者申告書（沖様式第9号）」（電子申請の場合を除く。）
 - (ロ) 沖縄助成金対象者の氏名及び雇入れ時点の住所が確認できるもの（住民票（写）等）
 - (ハ) 「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）沖縄助成金対象者雇用状況等申立書（沖様式第10号）」（以下「雇用状況等申立書」という。）（電子申請の場合は雇用状況等申立書に加えて雇用関係助成金ポータルにおける対象労働者一覧も提出する。）
- (ニ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）、労働条件通知書（写）
- ハ 設置・整備費用の確認のための書類等
 - (イ) 「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）事業所設置・整備費用申告書（沖様式第11号）」
 - (ロ) 見積書（写）、請求書（写）、総勘定元帳（該当部分の写）、預金通帳（該当部分の写）又は現金出納簿（該当部分の写）のうち対象経費のための支出であることが確認できる書類
 - (ハ) 振込による支払いの場合

金融機関の振込明細書（写）。ただし、インターネットバンキングによる振込の場合、預金通帳の該当部分の写し
 - (ニ) 振込以外による支払いの場合

領収証（写）
 - (ホ) 不動産を新設、増設又は購入をした場合

当該不動産に係る請負契約書（写）、図面及び引渡書（写）
当該不動産に0202ホ(イ)に定める賃貸用の施設又はホ(ト)に定める福利厚生施設を含む場合、雇用拡大のための部分を明記したものに限る。
 - (ヘ) 動産を購入した場合

当該動産に係る売買契約書（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）（

写)

(ト) 不動産を賃借した場合

当該不動産に係る賃貸借契約書（写）

(チ) 動産を賃借（リースを含む。）した場合

当該動産に係る賃貸借（リースを含む。）契約書（写）

(リ) 購入又は賃借に係る取付費用又は運搬費用が別途支払われた場合

当該取付け又は運搬に係る納品書（写）

ニ （中小企業事業主の場合）中小企業事業主の確認のための書類等

企業全体の常時雇用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合

地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）事業所状況等申立書（沖様式第2号）（

電子申請の場合を除く。）

ホ イからニ以外で沖縄労働局長が必要と認めるもの

0603 完了届の受理

沖縄労働局長は、0601により完了届及び添付書類等が提出された場合は、事業所の所在地、添付書類の有無等を確認の上、これを受理するものとする。完了届及び添付書類等に不備がある場合は、沖縄労働局長は第1共通要領0402へに準じて取り扱うことができる。ただし、当該期限は完了日の翌日から2か月を経過した日以降に設定しなければならない。（不正受給防止の観点から、原則として提出後の事業主都合による完了届及び添付書類の変更・差し替えは認めないこと）

0700 申請資格の確認

0701 設置・整備費用の確認

申告された設置・整備費用については、必要に応じ、総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳等の帳簿、領収書等の原本を持参させること及び登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。以下同じ。）により確認すること。

また、申告されたものが実際に設置・整備され、当該事業所の雇用拡大のために必要な事業の用に供しているか否かについては、原則、事業所の実地調査により確認すること。

なお、0202ホ(ト)のとおり、福利厚生施設又は設備の設置・整備に要した費用の占める割合が一体となって設置・整備された費用の1／3以下の場合、福利厚生施設も算定対象とできるが、その判定は、床面積に応じて按分した工事費用又は賃貸費用に付帯する動産を加えた費用で行うこと。

0702 沖縄助成金対象者の確認

イ 雇入れ日の確認

雇入れの日が、当該事業所に係る計画日から完了日までの間であることを、雇用状況等申立書に記入された労働者ごとに、雇用保険データ等を用いて確認すること。

対象労働者については、被保険者資格の取得年月日現在の年齢が35歳未満であることを確認すること。

なお、対象労働者を雇い入れた後、完了日までに離職した場合は該当しないものとする。

ロ 繙続して雇用することが確実であることの確認

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）、労働条件通知書（写）等により無期雇用契約又は無期雇用契約と同視できる有期雇用契約であることを確認すること。

なお、無期雇用契約と同視できる有期雇用契約とは、次のaを満たしているものをいう。

a 本人が希望すれば、対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで契約更新ができること。

ハ 住所等の確認

沖縄県内に居住することについては、住民票（写）等により雇入れ日前後の住所又は居所を確認すること。

ニ 就業場所の確認

主たる就業場所の確認は、雇用契約書（写）、出勤簿等又は雇用状況等申立書により行うこと。ただし、次の（イ）～（乙）に留意すること。

（イ）当該設置・整備が行われた事業所を主たる就業場所とすることを原則とするが、労働者派遣契約の下で派遣元事業主が自ら雇用する労働者を派遣先に派遣し就業させる場合、業務請負契約の下で事業主が契約先事業所において就業させる場合及び建設業において就業場所が一定しない場合は、次のとおりとする。

a 労働者派遣契約の下で派遣元事業主が自ら雇用する労働者を派遣先に派遣し就業させる場合、又は業務請負契約の下で事業主が契約先事業所において就業させる場合

主たる就業場所が沖縄県内であれば、「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

b 建設業において就業場所が一定しない場合

主たる就業場所が沖縄県内であれば、「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

（ロ）対象労働者を雇い入れた後、他の事業所に出向又は配置転換した場合は「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当しないものとする。

ただし、完了日までに当該事業所において再び就業していれば「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

（ハ）計画書提出後、雇用保険の事業所設置届提出前に新設事業所の要員として同一事業主があらかじめ既存の事業所（事業所非該当承認の施設を含む。）に雇い入れた後、事業所設置届提出後完了日までに当該新設事業所に配置転換した対象労働者は、当初から当該新設事業所において雇い入れた者として取り扱って差し支えないものとする。

（ニ）新たに企業を設立しようとする場合において、当該企業設立前に他の企業の事業所において雇い入れた場合は、あらかじめ計画書提出の段階から沖縄労働局に相談を行い、当該新設企業の事業所の要員として雇い入れることが明白であり、完了日までに当該労働者を当該新設企業で雇い入れる場合に限り、当初から当該新設事業所において雇い入れた者として取り扱って差し支えないものとする。

ホ 研修

対象労働者を雇い入れた後、他の事業所（事業所非該当承認の施設を含む。）で研修を受けさせる場合には、完了日までに当該事業所で就業することとなっていることを原則とする。

ただし、計画書提出の段階から沖縄労働局に相談し、次に掲げる要件を満たしていれば、完了日までに当該事業所で就業しないこととなっている場合であっても「事業所の設置・整備に

伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

- (イ) 研修期間が1年を超えるものでないこと
- (ロ) 研修のカリキュラムが作成されているものであること
- (ハ) 原則として、過去に同様な研修を実施したことがあること

ヘ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主の事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていたことのある者を雇い入れる場合でないことの確認

雇用状況等申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。その上で、出勤簿等、労働者名簿、総勘定元帳等の沖縄労働局長が必要と認める書類等又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

ト 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合でないことの確認

雇用状況等申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

チ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係がある事業主が雇い入れる場合でないことの確認

雇用状況等申立書若しくは法人の設立に必要な書類等の沖縄労働局長が必要と認める書類等、雇用保険データ、登記情報連携システム又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

リ 縁故採用の者でないことの確認

縁故採用の者でないことの確認は雇用状況等申立書により行うこと。また、対象労働者に縁故採用の者である疑義が生じた場合は、必要に応じて申立書（任意様式）により確認すること

なお、縁故採用とは、知人による紹介、事業所廃止等により、直接、旧事業所の従業員を引き継ぐ場合等のことであり、反対に、縁故採用に該当しない場合とは、公共職業安定所の紹介、求人誌への掲載、HPによる募集等一般の求職者が誰でも応募できる機会がある採用手続によるものとする。

ヌ 当該法人の代表者又は個人事業主と3親等以内の親族でないことの確認

対象労働者が当該法人の代表者又は個人事業主と3親等以内の親族でないことの確認は雇用状況等申立書により行うこと。

ル 公の施設の管理を行うために雇い入れられる者でないことの確認

公の施設の管理を行うために雇い入れられる者でないことの確認は、雇用状況等申立書により行うこと。

ヲ 沖縄新規学卒者の雇入れの確認

- (イ) 計画日から完了日までの間に、対象労働者その他、沖縄新規学卒者を雇い入れた場合は、当該事実を確認すること。
- (ロ) 沖縄新規学卒者であることは、卒業証明書等により確認を行うこと。
- (ハ) 沖縄新規学卒者が、沖縄県に居住していた者で学業のために一時的に県外に居住していた者である場合は、上記(イ)、(ロ)による他、住民票の転出・転入日等により確認を行う

こと。

ワ 定着指導措置が講じられていることの確認

完了届等により定着指導が適切に実施されているか確認を行うこと。なお、定着指導措置については、例えば、定期的な面談や各種研修会の実施等、対象労働者のモチベーションの維持、キャリア形成、コミュニケーションの確保に資する取組となっているかと確認することとなるが、完了届のみでは、その内容等が不明瞭な場合は、申立書（任意様式）をとり、具体的な内容・効果等について確認すること。

0703 被保険者が増加していることの確認

完了日における当該事業所の被保険者数が計画日の前日における当該事業所の被保険者数を上回ることの確認は、雇用保険適用事業所台帳、雇用保険被保険者台帳により行うこと。

なお、事業所の被保険者数の算定については、次のとおりとする。

イ 設置・整備事業所が新設の場合であって、計画日の前日において当該事業所が設置されていない場合には、計画日の前日における被保険者数は0人とする。

ロ 暫定任意適用事業所の事業主に対して計画日の前日当時に任意加入の認可がない場合には、計画日の前日における被保険者数は0人とする。

ハ それぞれの日における被保険者数の算定に当たっては、当日を「雇用保険の被保険者資格を取得した日」とする者を含め、当日を「雇用保険の被保険者資格を喪失した日」とする者は除く。

0704 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資することの確認

事業所状況等申立書等により、沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資すると判断できないもの（社会保険の加入の要件を満たしているのに未加入である等、労働者の雇用環境が良好であるとは言えない事業所）申請資格がないものと判断すること。

0705 申請資格の確認の通知

沖縄労働局長は、当該申請資格の確認において沖縄助成金の支給申請資格の有無について確認したときは、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）申請資格確認通知書（沖縄様式第12号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される認定通知書とする。）（以下「申請資格確認通知書」という。）に「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）沖縄助成金対象者認定通知書（沖縄様式第13号）」を添付して（電子申請の場合を除く。）事業主に通知すること。

0800 支給申請（第1期及び第2期）

0801 第1期及び第2期における支給申請書の提出

イ 支給申請書の提出

沖縄助成金の支給を受けようとする事業主は、算定期間が経過するごとに、当該算定期間に係る沖縄助成金について当該算定期間の末日の翌日から起算して2か月以内（以下「支給申請期間」という。）に支給申請書を沖縄労働局長に提出しなければならない。

なお、創業間もない事業所が、前年度又は前々年度の労働保険料額が確定していないために当該支給申請の期間内に支給申請書の提出を行うことができない場合は、支給対象期間の末日後の4月1日から年度更新（例年6月1日から7月10日）後2か月を経過する日までの期間を支給申請期間とする。

ロ 支給申請期間中に申請がなかった場合の取扱い

支給申請期間中に沖縄助成金の支給申請を怠った事業主は、以後支給申請をすることができないものとする。

ハ 申請書類

支給の申請は、支給申請書を提出して行うものとする。

なお、支給申請書の算定期間内の賃金支払額欄が不足する場合は、別の支給申請書に必要事項を記載の上、続紙として使用すること。

ニ 添付書類

事業主は、申請書に以下の書類を添付すること。

- (イ) 前年度に係る確定保険料申告書及び支給要件確認申立書（第1共通要領様式第1号）（電子申請の場合を除く。）
- (ロ) 算定期間分の賃金台帳（写）
- (ハ) 算定期間分の出勤簿等（写）
- (ニ) 申請資格確認通知書（写）
- (ホ) その他、沖縄労働局長が必要と認める書類

0802 支給申請書の受理

沖縄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、事業所の所在地等を確認の上、これを受理すること。

0900 支給要件の確認（第1期及び第2期）

0901 第1期及び第2期における支給要件の確認

沖縄労働局長は支給要件の確認を行う場合、次のイからハに定める方法により確認する。

イ 沖縄助成金の申請資格の確認は申請資格確認通知書（写）によって確認すること。

ロ 支給対象期間中の雇用実績については、当該支給申請書の記載内容及び賃金台帳等の必要な書類等により確認すること。

ハ 算定期間における沖縄助成金対象者の在職期間の日数及び支払われた賃金の額については、賃金台帳、出勤簿等により確認する。

0902 解雇等の有無の確認

「計画日」から、「完了日から起算して6か月を経過する日」までの間に、当該沖縄助成金の支給に係る事業所において、被保険者を解雇等しなかったことを支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇（0205イ(イ)の重責解雇に該当する離職を含む。）及び天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

0903 特定受給資格者数の確認

「計画日」から、「完了日から起算して6か月を経過する日」までの間に、当該沖縄助成金の支給に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われた者の数を、当該事業所における計画日における被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなさ

れた者の発生数が3人以下である場合を除く。) 事業主以外の事業主であることを支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。ただし、本取扱いは、0205口(イ)から(ニ)のいずれかの特定受給資格となる離職理由により離職した者には適用しない。この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A、又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

0904 高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

0905 第1共通要領上の支給要件等の確認

第1共通要領0501に示す不支給要件に該当しないことの確認、第1共通要領0303国等に対する不支給及び第1共通要領0304併給調整の確認を行うこと。

1000 支給決定（第1期及び第2期）

1001 支給決定通知書等

支給決定は、申請の都度、次のイからニにより行うこととする。

イ 沖縄労働局長は、不支給要件を確認し、支給することが適当であると判断し、支給を決定したときは、当該支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日、支給決定額を記入するものとする。

ロ 沖縄労働局長は、沖縄若年者等の雇用構造の改善に資すると判断されない場合は不支給の決定を行うこと。

ハ 支給決定等の通知

沖縄労働局長は、支給又は不支給の決定を行ったときは、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給（不支給）決定通知書（沖縄様式第15号）」（電子申請の場合であって、支給決定を行う場合は雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定通知書とし、不支給決定を行う場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書とする。また、電子申請の場合であって、追加支給決定を行う場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される追加支給決定通知書とする。）（以下「支給（不支給）決定通知書」という。）により事業主に対して通知すること。

なお、申請に係る全部又は一部について不支給の決定をしたときは、当該通知書の備考欄に金額及び理由を記入すること。

その他、第1共通要領0801により支給決定の取消を行う場合は、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給決定取消及び返還通知書（沖縄様式第16号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び返還通知書とする。）（以下「支給決定取消・返還通知書」という。）により事業主に通知すること。

1100 支給申請（第3期及び第4期）

1101 第3期及び第4期における支給申請書の提出

優良事業主は第3期及び第4期の支給申請書を提出することができる。

提出にあたっては、0801イからニに準ずる他、算定期間直近の労働協約又は就業規則その他これに準ずる書類（写）を支給申請書に添付すること。

1102 支給申請書の受理

沖縄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、事業所の所在地等を確認の上、これを受理すること。

1200 支給要件の確認（第3期及び第4期）

1201 第3期及び第4期における支給要件の確認

イ 沖縄労働局長は、第3期及び第4期の申請書受理時点において、0901の確認を行うこと。

ロ 当該事業所の被保険者数について、初回の支給申請期間の初日と比較して、そこから1年経過後の支給申請期間の初日において減少していないことを、支給申請書及び雇用保険データ等により確認すること。なお、被保険者数の算定については、0703ハの規定に準じて取り扱うこと。

ハ 対象労働者数について、初回の支給申請期間の初日から1年経過後の支給申請期間の初日において、その減少割合が20%未満又は対象労働者の自己都合による退職者が1名以内であることを、支給申請書及び雇用保険データ等により確認すること。

ニ 対象労働者のうち、沖縄正規雇用労働者が占める割合が3分の2以上であることの確認を行うこと。

ホ 対象労働者が沖縄正規雇用労働者であることの確認はそれぞれ以下の書面等によって行うこと。

(イ) 期間の定めのない労働契約が締結されていることについては、雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）、労働条件通知書（写）等。

(ロ) 同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であることについては、出勤簿、タイムカード、賃金台帳等。

(ハ) 労働協約又は就業規則その他これに準じる規定において、定期的な昇給又は昇格や賃金の引上率等の労働条件が適用されていることについては、雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）、労働条件通知書（写）等

当該事業所において、雇用契約書又は雇入れ通知書、労働条件通知書等に定期的な昇給、賃金の引上率等の労働条件が具体的に明示されていない場合は、就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件を確認し、当該事業所における長期雇用を前提とした労働者と同様の対象労働者に適用されているかにより判断すること。

なお、創業間もない事業主で通常の労働者がいない場合についても、上記と同様の方法により確認すること。

1202 高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働

局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

1203 第1共通要領上の支給要件等の確認

第1共通要領0501に示す不支給要件に該当しないことの確認、第1共通要領0303国等に対する不支給及び第1共通要領0304併給調整の確認を行うこと。

1300 支給決定（第3期及び第4期）

1301 支給決定通知書等

支給決定は、申請の都度、次のイからニにより行うこととする。

イ 沖縄労働局長は、不支給要件を確認し、支給することが適當であると判断し、支給を決定したときは、当該支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日、支給決定額を記入するものとする。

ロ 沖縄労働局長は、沖縄若年者等の雇用構造の改善等に資すると判断されない場合は不支給の決定を行うこと。

ハ 支給決定等の通知

沖縄労働局長は、支給又は不支給の決定を行ったときは、支給（不支給）決定通知書により事業主に対して通知すること。

なお、申請に係る全部又は一部について不支給の決定をしたときは、当該通知書の備考欄に金額及び理由を記入すること。

その他、第1共通要領0801により支給決定の取消を行う場合は、支給決定取消・返還通知書により事業主に通知すること。

1400 雇用調整を行う場合及び新たな計画書を提出する場合の手続

1401 雇用調整を行う場合の手続

イ 沖縄助成金は地域における雇用機会の開発を促進するため支給するものであることから、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金が支給されることとなる雇用調整を行う事業主に対して、沖縄助成金を支給することは適當でないものである。そのため、雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金の計画届を提出している事業所について沖縄助成金の計画書を提出できることとしているが、既に計画書を提出した事業所においてその後雇用調整を行おうとする場合には、次の手順により雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金の支給を受けることができるこことする。

(イ) 完了日の前日までは、計画書を撤回する。

(ロ) 完了日以後であり、かつ、沖縄助成金の支給を受け終わっていない（沖縄助成金の最終の支給申請を行っておらず、かつ、継続支給が不可能となる状態になっていない）間は、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）中止届（沖様式第17号）」（以下「中止届」という。）を提出する。（電子申請の場合を除く。）

ロ 沖縄労働局長は、当該事業主から中止届の提出があったときは、記入された事項について確認を行った後、これを認定し、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）中止届認定通知書（沖様式第18号）」により事業主にその旨を通知する。

ハ 中止届を認定した日以降の算定期間に係る沖縄助成金を支給しない。

ニ 中止届提出日以後は雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金に係る計画届を提出すること

ができる。この場合、これに中止届認定通知書を添付しなければならない。

ホ 中止届を認定した場合の支給対象期間の末日は、当該中止届を認定した日とする。

1402 新たな計画書を提出する場合の手続

イ 完了日以後であり、かつ、沖縄助成金の支給を受け終わっていない（沖縄助成金の最終の支給申請を行っておらず、かつ、継続支給が不可能となる状態になっていない）間に新たな計画書を提出しようとする場合には、中止届を提出することにより、新たな計画書を提出することができるとしている。（電子申請の場合を除く。）

ロ 沖縄労働局長は、当該事業主から中止届の提出があったときは、記入された事項について確認を行った後、当該事業主から中止届を認定し、中止届認定通知書により事業主にその旨を通知する。なお、支給要件を満たさないことを理由とした中止届については、当該計画の第2期（優良事業主の場合は第4期）の支給申請期間の翌日までは認定を保留すること。

1500 不正受給対応

不正受給に対する対応は第1共通要領0700番台のとおりを行うこと。なお、沖縄助成金においては、第1共通要領0703の不支給決定通知書は、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給（不支給）決定通知書（沖縄様式第15号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書とする。）とし、不支給措置期間通知書は、「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）不支給措置期間通知書（沖縄様式第19号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給措置期間通知書とする。）とする。

1600 附則

1601 施行期日

イ 平成26年3月31日付け「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。

ロ 平成27年3月31日付け「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。

ハ 平成28年4月1日付け職発0401第40号・能発0401第10号・雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。

ニ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。

ホ 平成31年3月29日付け職発0329第2号・雇均発0329第6号・開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。

ヘ 令和元年9月27日付け職発0927第1号・雇均発0927第1号・開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。

ト 令和2年3月31日付け職発0331第10号・雇均発0331第6号・開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。

チ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

リ 令和3年3月31日付け職発0331第25号・雇均発0331第5号・開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

- ヌ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- ル 令和4年7月21日付け職発0721第15号・雇均発0721第3号・開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和4年8月1日から施行する。
- ヲ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- ワ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年6月26日から施行する。
- カ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和6年4月1日から施行する。
- ヨ 令和7年4月1日付け職発0401第6号、雇均発0401第34号、開発0401第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和7年4月1日から施行する。

1602 経過措置

- イ 雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成26年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成27年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成28年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成29年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成31年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ト 令和2年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- チ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 各助成金別要領 6 地域雇用開発助成金 (2) 沖縄若年者雇用促進コース」の様式については、当分の間、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- リ 令和3年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヌ 令和4年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ル 令和5年4月1日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。

- ヲ 令和5年6月26日より前に提出された計画書に係る沖縄助成金の支給については、なお従前の例による。
- ワ 令和7年4月1日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。